工事請負契約標準約款の削除条項

```
◎共通
```

第3条(A)及び(B)

第24条 (A)

第25条第3項中 (内訳書及び)

第29条第5項中 (内訳書に基づき)

第37条第8項(a)

第38条第3項(a)

◎契約保証金を免除する場合

第4条(A)及び(B)

第40条 (B)

第43条

第46条 (B)、(C) 及び第5項

第53条

◎契約保証金を納付した場合又はこれに代わる担保を提供した場合

第4条(B)

第40条 (B)

第43条

第46条 (B) 及び (C)

◎履行保証保険契約を締結した場合

第4条(B)

第40条 (B)

第43条

第46条(B)及び(C)

第53条

◎工事履行保証契約(保証金額10分の1以上)を締結した場合

第4条(B)

第40条 (B)

第43条

第46条(B)及び(C)

第53条

◎工事履行保証契約 (保証金額10分の3以上) を締結した場合

第4条(A)

第40条

第46条 (A) 及び (C)

第53条

- ◎建設業法第26条第3項に該当しない場合又は監理技術者補佐を専任で配置する場合 第10条第1項第2号中 (専任の)
- ◎支給材料及び貸与品がない場合

第15条

第51条第4項

第51条第5項

第51条第8項中 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、解除が第44条の2若しくは第44条の3の規定によるとき又は第46条第2項各号に掲げる者によりされたものであるときは発注者が定め、解除が第44条第1項、第48条又は第48条の2の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び

◎受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者の場合

第55条第1項中 青森県

仲裁合意書の「管轄審査会名 青森県(中央)建設工事紛争審査会」中 青森県

◎受注者が青森県知事の許可を受けた建設業者の場合

第55条第1項中 (中央)

仲裁合意書の「管轄審査会名 青森県(中央)建設工事紛争審査会」中 (中央)

◎請負代金額が100万円未満である場合

第34条、第35条、第36条